

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十五年二月十九日から同年六月十九日までに奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するよう提出してください。

平成二十五年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートリアル桜井店
所在地 桜井市大字吉備六三一ほか
変更のあった事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前） 一、九九五平方メートル
（変更後） 三、九八五平方メートル
駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 三二八台
（変更後） 位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 一九五台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり
容量 二九立方メートル

（変更後） 位置 届出書添付図面記載のとおり
容量 三六・四立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前） 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時三〇分
（変更後） 二十四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三〇分から午後十時まで

（変更後） 二十四時間

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後十時まで

（変更後） 二十四時間

三 届出年月日

平成二十五年二月六日

四 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

五 縦覧期間

平成二十五年二月十九日から同年六月十九日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで